

検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

このたび厚生労働省保険局医療課長発通知（平成25年7月31日付、保医発0731第2号、平成25年8月1日適用）により、下記の検査項目につきまして検査実施料の新設が通知されましたので、ご案内申し上げます。

詳細につきましては弊社担当営業員にご連絡ください。

今後とも何卒お引き立てのほど宜しくお願い申し上げます。

謹白

記

対象項目

検査項目	保険点数	区分
マイコプラズマ抗原定性	150点	区分番号「D012」 感染症免疫学的検査 (免疫学的検査)

備考

- ア. マイコプラズマ抗原定性は、マイコプラズマ感染の診断を目的として行った場合に、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「21」インフルエンザウイルス抗原定性の所定点数に準じて算定する。
- イ. 当該検査は、「4」のマイコプラズマ抗体定性若しくはマイコプラズマ抗体半定量又は「23」のマイコプラズマ抗原と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。